

部会第8回会議から第23回会議までの
意見要旨
(年齢関係)

部会第8回会議から第23回会議までの意見要旨（年齢関係） 目次

※意見要旨中「◎」は、第23回会議の意見を踏まえて追加したもの

1	少年法と他の法律との関係について	
	(1) 民法との関係	1頁
	(2) 公職選挙法・裁判員法との関係	13頁
2	被害者を含む国民の理解・納得について	16頁
3	18歳・19歳の者の成熟度について	19頁
4	刑事政策的懸念や措置の在り方について（「少年」の上限年齢の引下げの議論との関連で示された意見）	19頁
5	年齢区分の考え方	25頁

部会第8回会議から第23回会議までの意見要旨（年齢関係）

1 少年法と他の法律との関係について

(1) 民法との関係

【民法の成年年齢引下げとの整合性について】

- 少年法の保護処分において、犯罪行為に対応する責任を超えてまで権利や自由を制約することが正当化される根拠については、少年は自律的な判断能力が不十分であることから、本人の健全育成のために、国家が後見的に介入し、本人の自由を制約することも許されるという、いわゆる保護原理によって説明されている。

そして、少年法の保護原理の根拠を国親思想によって説明する見解によれば、少年法における保護処分は、少年が親権者の監護・教育権に服する存在であることを基本的な前提として、そのような者に対して補充的・後見的に国家が介入するものであると考えることになるから、18歳及び19歳の者が親権に服さない存在とされた以上は、これらの者に対して国家が少年法の保護原理に基づいて保護処分を行うことは正当化できないことになると思われる。

- 少年法の保護原理について、国親思想のみを根拠に説明するのは現時点の考え方としては適切でなく、子どもの権利条約も締結された現在においては、未成年の子どもの成長発達権の保障や最善の利益の尊重という配慮が必要であることや、脳科学の知見等に基づいた刑事政策的な有効性も根拠とされるべきである。
- 少年法の保護原理の根拠について、端的に、少年が健全に成長するという本人の利益を図るために国が後見的な介入をすることが認められるという見解に立った場合には、何歳までの者について後見的な介入を認めるかは一義的に定まるものではなく、政策的な判断になる。もともと、少年の健全な成長のため後見的介入を行う要請は他の法領域にも妥当するから、この政策的な判断には法制度全体を通じた整合性が求められる。そして、その判断の基本をなすのは少年の基本的な地位、権利・義務に関わる民法の領域であると思われるが、今般の民法改正により、立法府が18歳及び19歳の者を親権の対象から外し、自律的な判断能力を有する者とする政策的判断をした以上、18歳及び19歳の者を保護処分の対象とすることが法制度全体としての整合性という観点から説明できるのかということを検討する必要がある。

- 親権に服さない18歳及び19歳の者には少年法の保護原理が妥当しないから、これらの者に保護処分と同一内容の処分を行うことについては、刑法の基本原則である責任主義との関係が問題となる。

刑法における責任主義は、一定の行為によって法益侵害又はその危険がじゃっ起されたことを前提に、行為者に責任がある場合に限って刑罰を科し得るという原則であり、その要請は、刑罰か否かに関わらず、基本的には、自律的な意思決定主体である成人に対する重大な不利益処分全般について妥当すべきと考える。

そして、保護処分は、保護原理によって正当化されており、責任主義による制約には服していないから、保護処分と同一内容の処分を成人として扱われる18歳及び19歳の者に適用することは、責任主義の観点からは正当化することが困難である。

- 少年法の保護処分の対象とするかは、民法上成年であるかどうかではなく、成熟した大人であるかどうかという観点から考えるべきである。民法の成年年齢引下げは、飽くまで、18歳及び19歳の者を大人として取り扱うということであって、これらの者が成熟した大人になったということの意味するものではないから、民法の成年年齢が引き下がったからといって、18歳及び19歳の者を保護処分の対象から外すということにはならない。
- 少年法が、「少年」の定義について、民法上の未成年者と規定するのではなく、20歳未満の者と規定していることは、民法上の成年となる年齢ではなく、成熟する年齢に着目したものと考えられる。
- 民法の成年年齢引下げに関する国会審議においては、18歳及び19歳の者は、いまだ成長過程にある者であって、大人として完成されたことを意味するものではないと説明されている。また、成年年齢引下げの理由も、若者の積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものとするためと説明されており、若者のうちごく一部の非行に及んだ者の立ち直りや再犯防止を目指す少年法とは全く別の観点によるものである。さらに、親権からの離脱という点も、成年年齢引下げの目的とされたものではない。
- 法制審議会民法成年年齢部会の最終報告書には、親権からの離脱について、専ら児童虐待への対応を念頭に置くものではないとする趣旨の記載もあるものの、これをもって、親権からの離脱をメリットと考えて成年年齢を引き下げるわけではないと明確に指摘したものとは言い難い。

他方で、同報告書には、民法の成年年齢を引き下げ、18歳をもって大人として扱うことは、若年者が将来の国づくりの中心であるという国とし

での強い決意を示すことにつながると考えられるとの記載もあり，これを素直に読めば，契約年齢の引下げのみならず，親権の対象となる年齢の引下げも有意義なものとして考えられていると言える。

- 法制審議会民法成年年齢部会の最終報告書においては，親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点として，自立に困難を抱える18歳及び19歳の者の困窮の拡大や，高校教育における生徒指導の困難化のおそれが指摘された上で，若年者の自立を援助するための施策を充実させる必要があるとされていることからすると，親権からの離脱自体が年齢引下げの大きな理由とまでは言えず，むしろ年齢を引き下げたことにより自立に課題が残る子ども達をしっかりと支援しなければいけないという点が強調されているのではないかと。
- 民法の成年年齢引下げの趣旨は，18歳の者が成熟した大人として自律的な判断ができることによるものではなく，将来の国造りを担っていく若者に，早く社会に参加して，社会の構成員としての役割を果たしてもらおうというものであり，自立を可能とするような環境整備や支援を同時に進めることとされている。

そして，少年法における健全育成の理念は，成長途上の存在である少年に介入してこれからの社会を担うきちんとした大人になってもらおうというものであるから，「少年」の上限年齢の引下げにより，罪を犯した18歳及び19歳の者について，自分一人の力で改善更生するよう突き放すのではなく，「少年」の上限年齢を引き下げずに，これらの者を引き続き少年法の健全育成の対象としていくことこそが，民法改正の方向性と合致すると考える。

- 法制度全体としての整合性の観点から問題とすべきなのは，成年年齢を引き下げると当たっての事実認識がどのようなものであったかではなく，成年年齢の引下げの結果，18歳及び19歳の者が法的にどのようなものとして位置付けられたのかという点である。18歳及び19歳の者は，成年年齢の引下げにより，単独で有効な法律行為をすることが認められ，親権者の監護教育権からも何らの留保なく完全に離脱することとされた以上，法的地位としては，20歳以上の者と全く同様に，一般的に自律的な判断能力を有するものと位置付けられたと見るほかないのではないかと思われる。
- 成年年齢引下げに係る民法改正の際の国会審議においては，成年年齢と養育費の負担終期は連動せず，未成熟である限り養育費分担義務があることを確認することや，18歳及び19歳の者に対する児童福祉法上の自立

支援が後退しないよう必要な措置を講ずることを内容とする附帯決議がされており、成年年齢の引下げにより親権から外れてしまう子どもが未成熟であるが故に困ることがないよう支援をしていく必要性も指摘されているのであり、これを十分に踏まえて検討を行うべきである。

○ 民法の親権に関する最近の議論では、親権については、子供が親権者の監護教育権の客体としてそれに服従するかのような理解ではなく、むしろ、親が子供に対して監護教育する場合に第三者からの妨害を排除するという妨害排除的な権利として理解されている。海外では、子に対する支配よりも、義務や責任の要素を強調する観点から、親権という用語を改め、親責任や親としての配慮といった用語に置き換える動きもある。子が客体として親の監護養育権に服するという関係を過度に重視して少年法との関連性を議論することが、こうした近時の親権の理解に適合するかについても改めて考える必要があるのではないか。

○ 民法の成年年齢は、広く国民一般を対象として、主として経済的な活動等市民としての活動をする上での能力を認め、そのための権利を事前に付与するという場面に関わるものであるのに対し、少年法の「少年」の上限年齢は、現実に非行に及んだ一部の者を対象として、事後的な対応として国家がどのような介入をするかという場面に関わるものであって、問題となる場面が異なる。「少年」の上限年齢は、民法の成年年齢とは別個に、少年法の健全育成目的に即して、対象者の社会的な成熟度を基準に決められるべきである。

○ 民法の成年年齢の引下げがどのような趣旨で行われたかということも非常に重要である。民法の改正は、18歳、19歳が完全に成熟した大人にはなっていないことを前提として、少子高齢化の中で未成熟な者になるべく早く自立してほしい、健全な社会人として社会の中で活躍する人間になってほしいとの願いの下で行われたものである。

民法と少年法とは適用場面が異なっているのであり、民法がどのような趣旨で年齢を引き下げたのかとは無関係に、民法の年齢が引き下がったのだから少年法もそうあるべきだとの考え方をとるのではなく、健全育成の目的が大前提としてあって、その健全育成の目的と民法上成年になったことが民法改正の趣旨にも照らしてどうしても矛盾して解消できないものなのかについて検討すべきものである。

○ 少年法は、非行を行った少年という類型について、個別の事情を問わず後見的な介入を認めるものであるから、結局、「少年」の上限年齢についても、一定の年齢に達した者に対して典型的に後見的介入を行うことがで

きるか否かという、民法の成年年齢と共通の問題状況が生じることになる。

○ 民法の成年年齢が引き下げられた後も、健康被害や非行の防止の観点から、20歳未満の者の飲酒・喫煙は引き続き禁止されている。これは、20歳未満の者は未熟であるが故に、その健全育成のため、広く自由を制約するものにほかならないから、非行に及んだ18歳及び19歳の者に対して、国家が事後的に介入してその健全育成を図ることについても、十分な合理性が認められ、かつ、その必要性は格段に高いと考える。

○ 飲酒・喫煙の禁止については、健康被害防止及び非行防止という観点から、自律性を認められたとされる民法上の成年に対して本人のためにパターンリズムに基づく介入が認められるという点で、少年法における介入と通じるところがあるのではないか。

競輪・競馬等の公営ギャンブルの規制も、健康被害防止という目的がなくても、民法上の成年に対してパターンリズムに基づく介入が認められるという点で、少年法における介入と同様に考えられるのではないか。

○ 10代の少年については、身体面や知能面では相当程度成長、発達しているものの、情緒面等ではまだ発達が遅れているというのが、少年事件の実務家の間での共通理解であると考えられる。飲酒・喫煙の禁止という身体面における成熟が十分でない点に着目してパターンリスティックに介入をしていく法制と、それよりも一般的に成熟が遅いとされる精神面の未成熟性に着目して介入を行う法制とは、親和性がある。

○ 民法の成年年齢を引き下げ一方、20歳未満の者の飲酒・喫煙を引き続き禁止することとした検討の過程においては、健康被害防止の観点からの議論が強かったものと理解している。

○ 現在、20歳未満の者について飲酒・喫煙を禁止しているのは、それらの者が自律的な判断能力を有するか否かとは関わりなく、身体面において発達途上であることから、健康被害を防止するために後見的に国家が介入しているものである。これは精神的な成熟度とは別の観点からの規制であることから、18歳及び19歳の者の飲酒・喫煙の禁止が維持されたことは、制度としてその年齢の者が未成熟であるということを示したのではなく、したがって、民法の成年年齢が引き下げられて18歳及び19歳の者が一般的に自律的な判断能力を有する者と法的に位置付けられたことと両立するものである。

○ 飲酒・喫煙の禁止は、健康被害の防止を目的とするものであるのに対し、少年法は、罪を犯した者にどのように責任をとってもらおうのかに関わるものであり、全く場面が異なる問題ではないか。

- 民法の成年年齢が引き下げられた後も、親の子に対する扶養義務は子が18歳に達してもなくなるとされていることや、養親年齢が20歳のまま維持されていることからすれば、立法府は18歳及び19歳の者について成熟した存在でも自立した存在でもない判断しているといえるから、そのような者に対して少年法による保護的な介入をすることに何ら不整合な点はないと考える。
- 養親となることは、他人の子を法律上自己の子として養育するという重い責任を負うことを意味するので、養親年齢はそれに適した年齢として、親の監督や保護を離れて自ら単独で契約等の法律行為をすることのできる成年年齢とは別の観点から定められるべきものである。そうだとすれば、養親となることができる年齢が成年年齢よりも高く設定されたとしても、何ら不合理ではなく、成年年齢が引き下げられて18歳及び19歳の者が一般的に自律的な判断能力を有すると法的に位置付けられたことと何ら整合性を欠くものではない。
- 成人同士の間であっても、直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務を負うのであるから、扶養義務が少年法の「少年」の上限年齢の問題に関係するとは考えられない。
- 例えば、深刻な児童虐待など、親の極めて不適切な監護教育が原因となって非行に及んだような場合に、処分が決定されるタイミングと親権からの離脱の先後によって、その後は国家による後見的介入ができないというのは、余りにも不合理ではないか。児童虐待の早期発見、早期支援は国家として本来なすべきことであり、それがタイミングを失したことにより、成年に達した後でその結果が生じた場合、国家による必要な支援は正当化されるのではないか。
- 保護・支援の必要がある20歳以上の者は多くいるが、それらの者に対して少年法を適用することは当然できない。いかに本人にとってメリットがあろうとも、本人の意思に反して不利益な処分を課すことは、飽くまでも法益侵害行為があった場合に、それに対する責任と均衡する限度で正当化できるのである。
- 民法の中でも、婚姻や養子、遺言に関してなど、様々な規定によって基準となる年齢は異なっているところであり、別の法律であれば尚更それは当然のことであるとの認識の下に、民法の成年年齢の引下げは行われたものと考えられる。したがって、実体的な面での立法事実がほとんどない中で、理論的な立法事実として、民法との整合性をそこまで重視する必要はないのではないか。

【少年法における「保護者」について】

- 財産法としての民法ではなく、親族法としての民法の成年年齢に関する規定と現行少年法の規定との間には、趣旨・目的において密接不可分な関係があることは明らかである。少年法は、「保護者」に重要な役割、責務を負わせ、また、「保護者の正当な監督に服しない性癖のあること」をぐ犯事由として規定しており、基本的な枠組みとして、少年に「保護者」が存在し、少年が親権者の民法上の監護教育権に服していることを当然の前提にしていると言える。

しかし、民法の成年年齢の引下げにより、18歳及び19歳の者は親権に服さないこととなるから、これらの者には、少年法第2条第2項により「保護者」とされている「法律上監護教育の義務ある者」及び「現に監護する者」を法律上想定できず、「保護者」が存在し得ないこととなる。それにもかかわらず、「少年」の上限年齢を維持して、保護者のいない18歳及び19歳の者を「少年」とすることは、現行少年法の基本的な枠組みと不整合であると言わざるを得ない。

- 少年法第2条第2項の「少年を現に監護する者」における「監護」は、民法第820条の「監護」、すなわち親権に服する未成年の子に対する監督保護を意味すると解される。民法の成年年齢が引き下げられた場合には、18歳及び19歳の者は親権に服さないで、これらの者に対して生活全般の世話をしていたとしても、それは「監護」に該当しないから、結局、これらの者については「保護者」が存在しなくなる。
- 現行の少年法においても、成人に達した者が少年法の適用の対象になる場合はあるが、そのような場合については、裁判実務上、一般的には、親を「保護者」として取り扱っていないものと承知している。
- 「保護者」による「監護」について、「監護」の対象は民法上未成年の子とされているので、事実上の「監護」についても、成年はその対象となることはない。
- 少年法第2条第2項の「監護」が民法上の監護であり親権に服する未成年者を対象とするものとは当然には読めないのではないか。過去の法令には、「監護」が親権を想定しないものとして用いられた例もある。
- 少年法第2条第2項は「保護者」として「少年を現に監護する者」も規定していて、住み込み就労中の雇い主や寮、寄宿舍の責任者等がこれに当たると解されており、また、民法上の婚姻による成年擬制の場合についても少年法の適用があるとされている。このように、少年法における「保護

者」は必ずしも法律上の監護権がある者に限られないのであるから、民法の成年年齢が引き下げられて、18歳及び19歳の者に監護権者がいなくなっても、直ちに少年法上の「保護者」がいなくなるというわけではない。したがって、「保護者」の問題については、「少年」の上限年齢を維持した上で、「保護者」の規定について多少の修正を加えることにより対応することも可能である。

- 「少年」の上限年齢を引き下げると、一部の者については少年法上の「保護者」が存在しなくなってしまうため、家庭裁判所による「保護者」に対する調査や保護観察所による「保護者」への働き掛け等を行うことができなくなってしまう。
- 少年法においては、「親権者」ではなく、「保護者」という規定ぶりを用いられていることを重視すべきと考える。
- 高校の進学率が98パーセント、大学・専門学校の進学率が約8割という中で、現実的には、ほとんどの18歳及び19歳の者は親の扶養下、監護下にあるというべきである。親権に服さなくなるから、監護の対象でなくなるというのは、形式的に過ぎる。実際にそのような割切りをすると、18歳及び19歳の者に「保護者」はいないこととなり、学校、家庭裁判所、保護観察所、少年院による親への働き掛けが極めて困難となるのではないか。
- 「保護者」には、主体的な地位（少年の権利利益の擁護者、国家的保護の協力者という面）と客観的地位（資料提供者、保護的働き掛けの対象者という面）があるとされているところ、このような「保護者」の定義は、少年にとっていかなる者を「保護者」とするのが少年法の目的に照らして有効・適切かという観点から決されるべきものであって、「保護者」の定義から「少年」の範囲を決するというのは本末転倒ではないか。例えば、「扶養」という概念から説明することや、「少年」の中で民法上の成年に達した者については、達年時に親権者であった者を「保護者」として規定することも不可能ではないのではないか。
- 「保護者」の概念から「少年」の範囲を定めるのではなく、民法の成年年齢が引き下げられた状況において、少年法の目的や機能に照らして、「少年」の範囲をどう定めるべきかを考えなければならない。

【その他】

- そもそも少年法は、民法の「成年」という概念とは別の「成人」という概念を採用しており、旧少年法の下でも、「少年」の上限年齢と民法の成

年年齢とは一致していなかった。また、現行法でも、婚姻による成年擬制や少年院の收容継続の場合など、民法上の成年に対しても少年法が適用されている。

○ 全体として見ればわずかであっても、制度として、民法上の親権に服さない者も「少年」として少年法の対象となる場合があるということが重要である。現行少年法制定時も、20歳くらいの者はいまだ心身の発育が十分でないから「少年」の上限年齢を引き上げると説明されており、実質としての未成熟性に焦点が当てられていたのであって、民法の成年年齢と合わせるというような議論ではなかった。

○ 児童の権利に関する条約の第1回日本政府報告では、「少年が罪を犯した場合については、以下のとおり少年法等により成人（20歳以上）の者とは異なる手続を定め又は措置を講ずることにより、その年齢を考慮し、将来社会において建設的な役割を担うことを促進するものとしている」と説明されており、現行少年法の制定時も、未成年かどうかではなく、成熟する年齢を20歳と決めたのだと思われる。

20歳未満の者は未成熟という前提であるから保護処分を課すことができる」とすると、単に民法上は成年として取り扱うことになったからといって、少年法による保護の対象から外すということにはならない。

○ 児童の権利に関する条約の第1回日本政府報告は、飽くまで現行の少年法制を説明しているものにすぎず、「少年」の年齢を引き下げる改正をすべきか、民法の成年年齢との関係をどのように考えるかに当たって直接参考になるようなものとは思えない。

○ 現行少年法制定時の議論において、少年法の適用年齢がなぜ21歳未満ではなく20歳未満にされたのかということを説明しようとするれば、それは民法の成年年齢と合わせたものと説明するほかないのではないかと思われる。

また、確かに、旧少年法における成人年齢は、民法の成年年齢と一致していなかったが、当時は成人年齢が民法の成年年齢を下回っており、今回のように、民法上の成年年齢を少年法の「少年」の上限年齢が上回ることが法制度として許容されるかという問題は生じていなかったのであるから、旧少年法が今回の検討に当たって直接の参考となるものではない。

○ 現行少年法の年齢を定めるに当たって、民法の成年年齢が参照されたのではないかという見方が成り立つとしても、少年法は法制度全体の整合性の観点から民法上の成年年齢で線を引いたということに直ちにつながるのかは疑問があり、現行少年法制定時の国会審議の記録からしても、少なく

とも、「少年」の年齢が民法の成年年齢によって規定されるのだという明確な意図を酌み取ることは無理ではないか。

- 公職選挙法の選挙権年齢引下げにおいては有権者として投票する能力が、民法の成年年齢引下げにおいては主に経済取引上の能力が問題とされていたが、これらの能力と、多くは危機的状況で犯罪行為を適切に抑止し得る能力が同じようにあるといえるのかという点は、しっかり検討すべきである。
- 近似の脳科学の知見等により、人が完全な「行動抑制能力」を備えるのが概ね25歳前後であるとされていることなどを考慮すると、犯罪行為に対して刑罰よりも教育的処分を優先させる年齢について20歳を維持することは、十分な合理性を有するのではないかと考える。「行動抑制能力」は、行為の結果をしっかりと見通した上で的確に自己の行動を抑制できるような能力で、犯罪の意思決定を非難できるか否かという観点からの刑事責任能力とは区別されるものとして想定され得るものであり、民事法において、契約等の法律行為や親権の対象から離脱するかどうかという関係で求められるような能力とも自ずから異なるものである。
- 刑法41条により、14歳以上の者であれば刑法上の責任があるとされていることからすると、問題の核心は、18歳及び19歳の者に「行動抑制能力」があるか否かではなく、18歳及び19歳の者に対して責任主義の範囲を超えて介入することが正当化できるか否かではないか。
- 刑法では14歳に達した者の行為は罰するとされており、刑法上の責任年齢は民法上の成年年齢よりもはるかに低く定められている。これが原則であり、その上で、どの年齢までの者について保護的な処分を優先するのか等については、政策的な判断により決すべきである。
- 民法における婚姻による成年擬制は、夫婦の一体としての活動が婚姻当事者以外の者に阻害されて法的関係の混乱が生じるのを回避するための便宜的な措置であり、未成年者が婚姻によって一般的な意味での成年に達するということを意味するものではない。そのため、婚姻により成年が擬制された者について、一律に少年法の適用対象から除外するのは相当ではなく、「少年」として保護処分の対象とすることはなお適切であると考えられる。もっとも、民法の成年年齢が引き下げられて成年とされる18歳及び19歳の者については、一律に「保護者」が観念し得なくなる以上、これらの者を全般的に保護処分の対象とすることは、少年法の予定するところではないと考える。
- 婚姻による成年擬制については、民法が本人の成熟度とは別個の観点か

ら認めた例外であって、少年法が適用される実質的根拠が失われることにはならないから、依然として少年法が適用できることになるものと考えられる。

また、少年院の収容継続については、保護処分が本人の利益のためになされるものであり、本来論理的に成年者に対しては認められないものではないということを前提として、保護処分の開始時点において少年だった者が成人になった場合には保護処分ができなくなるとすると、その効果が阻害されてしまうことから、例外的に保護処分の継続を認めたものと説明することができる。成人に対するぐ犯通告や施設送致申請についても、実質的には保護処分の事後的変更という側面を有するものであることから、同様の説明が可能であると考えられる。

いずれにしても、これらの措置は、いずれも飽くまで特殊な場合に例外として認められているものであり、これをもって、民法上の成年者を一般的に保護処分の対象とすることが正当化できるものではないと思われる。

- 収容継続は、当初は例外的な制度として設けられたとみることが可能であるが、現状では、少年院の出院者のうち収容継続がなされた者の割合は全体の約3割にも上っている。こうした少年法の機能の変化や実態を踏まえた上で、政策的に「少年」の上限年齢を民法で引き下げられた成年年齢に合わせることを求められるのかを検討すべきである。最も重要なのは刑事政策としての有効性であり、少年法が有効に機能しているという評価が揺るがないのであれば、民法の成年年齢引下げは「少年」の上限年齢の引下げの決定的な理由にはならないと考える。
- 「少年」の上限年齢を維持する場合には、民法上成年として完全独立の法的主体となった者、それ故に過去に実行した犯罪行為に対してのみ刑事責任を問い得るはずの者に対して、少年法第3条第1項第3号により、将来犯罪を犯すおそれを根拠として国家が自由制約を伴う介入をすることになり、およそ整合性がとれないのではないか。
- ぐ犯について、犯罪行為に当たる前の段階であっても、家庭裁判所が相当厳格な要件認定をした上で、必要に応じて保護処分を付することにより、対象者の成長を支援して立ち直りを図るということは、非常に重要であり、民法の成年年齢が下がっても、18歳及び19歳に対してその必要性がなくなるものではない。ぐ犯については必要な条文の修正を行うことも可能であり、ぐ犯規定があることをもって、現実に有効に機能している少年法全体について、その適用範囲を制限、縮小するというのは行き過ぎである。
- 法制度が異なるので諸外国における年齢設定を一概に比較対照すること

はできないが、例えば、ドイツでは、民法の成年年齢が18歳まで引き下げられたが、少年刑法の対象年齢の上限は21歳のまま引き下げられていない。フランスにおいても、民法の成年年齢は18歳だが、保護的な措置をとることができる刑法の年齢の上限を20歳超とする内容の改正がなされたとの文献もある。これらを踏まえ、民法の成年年齢と「少年」の上限年齢との関係について慎重に検討する必要がある。

○ ドイツでは、民法の成年年齢が18歳であるのに対して、刑事手続においては、行為時18歳以上21歳未満の青年について、その成熟度が行為の時点で少年と同等であった又は当該行為の性質が少年非行のそれと同等であったと判明した場合には、少年刑法が適用されるものとされているが、ドイツの少年刑法においては、罪を犯していない者を処分に付することはできず、罪を犯した者について行為に相応する責任を超える処分に付することは許容されていない。したがって、ドイツにおいて私法上の成年者に対して少年刑法を適用することが可能であるとしても、それは、要保護性が認められる限り、犯した行為に見合った責任を超える処分に付し得ることを意味するものではない。

○ フランスでは、現在は民事法上の成年年齢も刑事法上の成人年齢も18歳とされているが、刑事法上の成人年齢については1906年に16歳から18歳に引き上げられ、民事法上の成年年齢は1974年に20歳から18歳に引き下げられた。そして、民事法上の成年年齢が引き下げられた際、社会経済的な困難を抱えている成年者は、21歳になるまで裁判官に保護措置を請求することができるとする政令が定められた。

この保護措置は、いわば民事法上の保護措置で、本人の請求や同意がなければ開始、継続、終了することができないとされている。罪を犯した少年についての審判手続においても裁判官が保護措置をとることができるという定めもあるが、その場合も、保護措置の一環としての施設収容処分は成年年齢を超えた者に対しては本人の同意がなければ継続することができないとされている。

比較法的な検討については、それぞれの国における制度内容やその背景を正確に理解することが肝要であるが、このフランス法の少年への保護措置は、その前提となる内容が日本法のそれとは相当に異なることが指摘できる。

○ 民法改正の際の衆議院の審議において、民法の成年年齢の引下げに賛成の3名の参考人が、少年法の「少年」の上限年齢については民法と別に考えるべきだとして、「少年」の上限年齢の引下げにはいずれも反対してい

た。

- 民法改正の際の国会審議における参考人の答弁は、少年法の適用年齢について、少年法あるいは刑事法独自の観点から検討する必要があることを示すものに過ぎず、少年法改正の要否について何らかの結論を導くものではないと考えられる。
- 「少年」の上限年齢を引き下げるべきとの意見の論拠のうち、民法や公職選挙法等で「大人」として扱われる者が重大・凶悪な事件を犯した場合には犯罪者の扱いとしても「大人」として扱うべきであるという点は、説得力がある。また、18歳及び19歳の者が親権を離脱することによって生じる理論的な問題点にも対応する必要があると思われる。
- 民法の成年年齢が引き下げられ、18歳及び19歳の者の不法行為について、親権者に損害賠償請求をすることはできなくなるのであるから、18歳及び19歳の者に対して、刑事上も大人として扱って自覚をさせることが重要ではないか。

(2) 公職選挙法・裁判員法との関係

- 選挙権は、国民の権利であると同時に、国家機関である公務員の選挙という公務に参画する責務であると理解されている。18歳以上の者が、選挙権を付与され、国家の維持形成について責任を有する者と扱われるに至ったことと、そのような者を他方では判断力が未熟で国家が健全育成に責任を持つべき者として扱うことが整合するかという観点が検討されなければならない。
- 国民が国家の維持形成に関与する権能としては、選挙権だけでなく、被選挙権や他の公職に就く資格なども関連してくることから、選挙権年齢だけでなく、他の権限の年齢にも考慮して検討する必要があるのではないか。
- 国民が国家の維持形成に関与する権能としては、確かに、選挙権のほか被選挙権等もあるが、その中でも民主主義の根幹をなす選挙権を重視するという考え方には賛同できる。
- 国家の維持形成に関与する権能について被選挙権等の年齢も考慮すべきという指摘が、仮に、選挙権年齢は引き下げられたものの、被選挙権年齢は引き下げられていないのだから、18歳及び19歳の者はなお未熟な存在であって、国家の維持形成に関与する権能を十全には与えられておらず、そのことが法制度上この年齢の者を成人として扱わないことの根拠となり得るという趣旨であるとする、少なくとも立法府の議論の中からはそのような理解の裏付けを見い出すことはできない。

18歳、19歳の者には、憲法改正の国民投票の投票権も認められており、被選挙権はなくとも、国家の維持形成に關与する重要な権能が与えられたと解することは一定の合理性があると考えられる。

- 18歳及び19歳の者には選挙権が付与され、これに応じて選挙運動の自由も認められたが、「少年」の上限年齢を維持するとすると、これらの者が選挙犯罪に及んでも、原則として保護処分の対象となって刑事責任を問われず、公民権停止や連座制の適用もないこととなるから、選挙の公正を図るための担保が不十分となりかねない。

平成27年公職選挙法等一部改正法附則第5条第1項は、「当分の間」の暫定的な措置として、18歳及び19歳の者が連座制に係る事件に及んだ場合であって、その罪質が選挙の公正の確保に十分な支障を及ぼすと認めるときは、検察官送致をすることとしているが、仮に「少年」の上限年齢を維持する場合には、公職選挙法が本来想定している選挙の公正が十分担保されているか疑義のある状態が固定化されることを意味するようと思われる。

この点、選挙犯罪について18歳及び19歳の者を成人と同様に扱うものとするとも考えられるが、18歳及び19歳の者を「少年」として少年法の対象としながら、選挙犯罪についてだけ保護処分の対象外とするのでは、「少年」に対する手続として一貫性を欠くことが否定できないと思われる。

- 裁判員は衆議院議員の選挙権を有する者から選任するものとされているため、選挙権を有する18歳及び19歳の者は裁判員になる資格を有し、選任されれば被告人を裁く地位に就くこととなる。もっとも、「少年」の上限年齢を維持することとすると、これらの者は原則として刑事裁判において裁かれることはないにもかかわらず、他方で刑事裁判において他人を裁くことができるという状況が生じることとなり、制度として不均衡である。

平成27年公職選挙法等一部改正法附則第10条第1項は、「当分の間」の措置として、18歳及び19歳の者に裁判員となる資格はあることとしつつ、その就職を禁止することにより不均衡を解消しようとしているが、実質的に裁判員となるべき者を20歳以上の者に限定する現在の状態を恒久的なものとして維持することは、裁判となる資格を選挙権を有する全ての者とした趣旨と整合しない。

この点、裁判員の選任資格を20歳以上の者に限定することも考えられるが、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上を図るという裁判

員制度の趣旨からすると、できるだけ幅広い層から裁判員が選任されるべきであり、裁判員制度の趣旨目的という根本に立ち返った議論が必要になる。

- 公職選挙法一部改正法の附則により定められている裁判員の選任資格に関する措置は、「当分の間」の暫定的な措置とされており、必要な法制上の措置を講じて現在の状態を解消することが、立法府の意思と考えられる。
- 国会審議において法務省も説明しているように、公職選挙法において、一定の保護処分を受けた者について公民権停止や連座制の対象とするなどの法整備を講ずることとすれば、18歳及び19歳の者を「少年」としつつ、選挙犯罪に及ぶことを抑止することは可能である。むしろ、これらの者を「少年」ととどめておくことによって、選挙犯罪を犯した場合に公民権停止等と併せて有権者としての教育をすることにより、将来の同種事案を有効に防ぐことができると考える。同様に、裁判員の資格の問題についても、個々の法令によって十分に対処することが可能であると思う。
- 裁判員法は、選挙権を有する者が裁判員として公務に参加することの義務を定めているが、それは選挙権を有する者が成熟しているからということではなく、国民として勉強をするという趣旨もあると思う。他方で、少年法は、成長発達過程にある少年について、国家として保護していくという観点からの法律であり、裁判員法とは目的が異なるから、裁判員の資格と「少年」の範囲にずれが生じたとしても、そこに矛盾があると考えする必要はない。
- 裁判員法の立案時、国民に勉強してもらうために裁判員を務めてもらうという考えは誰にも全くなく、裁判員法にそのような趣旨もあるという説明は事実と反する。
- 裁判員となることができる年齢の在り方については、高校3年生の生徒らが選任された場合の負担なども考えると、そもそも18歳に引き下げるべきなのかも含めて検討する大きなテーマなのではないか。ただ、そのことが、少年法上の「少年」の上限年齢を引き下げるべきかどうかの決め手になるような要素ではない。
- 裁判員の選任資格については、検討の過程では25歳や30歳という説が有力に主張されており、国民の健全な社会常識を裁判に反映させるために必要とされる社会的経験が備わる年齢という観点で検討されたものと理解されるから、やはり、それぞれの法律ごとに、必要となる成熟度や社会経験の程度を個別に検討する必要があると考えられる。
- 裁判員の選任資格については、検討の過程で主張されていた25歳や3

0歳という案も、被選挙権の年齢を参考としたものと説明されていた上、最終的に成立した法律の条文においても、飽くまで衆議院議員の選挙権を有する者と定められており、独自に年齢を定めるものとはなっていない。

そうすると、裁判員法の制定過程における議論は、裁判員として裁判に関与するという形態が、国政に参加する形態のうち、選挙権を行使することと、議員として公職に就くことのいずれに近いと考えられるかという観点からなされたものと理解でき、裁判員に求められる特有の能力を想定して、それが何歳から備わるかという観点からなされたものとは言えないと思われる。

- 18歳のほとんどは高校生であり、国民の健全な社会常識を裁判に反映させるために必要な社会経験を有するのか、被告人の納得や国民的な理解を得られるのかを改めて検討する必要がある。

また、現行法でも辞退理由として学生・生徒が定められており、高校生には学校の授業があり、多くの者が裁判員となることを辞退することが見込まれるが、そのような制度とすることが適当かについても疑問である。結局、裁判員の年齢を18歳まで下げるべきかどうかは、それ自体がかなり重要な問題を含んでおり、裁判員の年齢との関係で少年法の適用年齢を議論することは、それほど重要な観点とは言えないのではないかと。

- 裁判員の選任資格について、少年法には逆送制度があるから、18歳及び19歳の者は刑事裁判で裁かれることがないから不均衡との指摘は当たらない。そもそも、裁判員制度の制定当時は、選挙権を有する者が20歳以上であることを前提に議論がされていたのであり、高校生も多い18歳の者に裁判員の選任資格を認めることが本当に望ましいことなのかを、裁判員制度の観点から検討すべきである。

2 被害者を含む国民の理解・納得について

- 選挙権年齢が引き下げられて、18歳以上の者は参政権を持って主権者として法規範の策定に参画できるようになった上、民法の成年年齢が引き下げられることで、18歳以上の者は取引行為を自らの責任で行うことが可能になり、親の監護からも独立することになる。そのような18歳及び19歳の者について、罪を犯した場合は従来どおり少年法を適用するということが、犯罪被害者を含めた国民の広い理解を得られるのか、率直に言って疑問である。
- 現行の少年法は非行少年の立ち直りに機能しているから「少年」の上限年齢を引き下げるべきでないという意見に対しては、そもそも非行に及ば

なければよいのであり、罪を犯したときだけ大人とは別の扱いを受けるということに納得のいかない人もいるのではないかと思う。

また、非行に及ぶ原因として生育環境の問題があるという指摘もあり、それは深刻な問題であるが、そうした環境の中で育ったとしても犯罪をせずに真面目に一生を送る人もいることを忘れてはならないと思う。

- 国民が、少年法の手続や処分を全く知らずに、甘い処分であり、おかしいのではないかと考えていると言いつつしてしまうのは、かなり無理があると考えられる。罪を犯した場合に成人と違う扱いを受けること、すなわち、それを甘いかと考えるかどうかは別として、少なくとも、起訴をされ、公開の法廷に立ち、実名が出されるという成人の手続とは異なる手続が適用されることについて、理解が得られるかが問題であると思われる。
- 被害者を含めた国民は、加害者が少年の場合には、少年がまだ自律的な判断能力を有する社会の一員として扱われていないという社会的認識を受容し、それを前提とすればこそ、その者に対する処分として保護教育が優先されることを受け入れていると考えられる。選挙権や国民投票の投票権が与えられ、成年年齢が引き下げられて、18歳及び19歳の者が自律した判断能力を有する社会の一員とみなされることとなったにもかかわらず、犯罪については、責任が問われるのではなく、国による保護・教育の対象であり続けるということに、被害者を含めた国民の多くが納得するかという視点は、避けて通ることができないものである。
- 被害者家族としては、18歳及び19歳の者は、選挙権が与えられ、民法上も成年とされるのであるから、権利が付与する以上は、責任もしっかりとることを教える必要があると考えている。18歳及び19歳の者について、罪を犯したときだけ、未熟であるという理由で少年法の対象とすることはおかしい。「少年」の上限年齢を引き下げることによって、罪を犯しても軽い処分ですむと認識している18歳及び19歳の者に、大人としての自覚を促して責任を持たせ、自分が取った行動には責任を果たす義務があることを国家が示すべきであり、それはこれらの者の本当の意味での健全育成や再犯抑止につながると考える。
- 加害少年は、少年のうちには守られる、軽い処分ですむと分かった上で犯罪を起こしているのだから、「少年」の上限年齢を引き下げるとは、18歳及び19歳の者に犯罪や非行を思いとどまらせる抑止力になる。
- 世論調査では、「少年」の上限年齢引下げに賛成する回答が多いものの、他方で、少年犯罪が実際には減少しているのに増加していると誤解している方が約8割に及んでおり、世論調査の結果の背景には、少年犯罪の実情

に関する誤った理解があるのではないかと考えられる。少年犯罪の実情や、少年法が若者の立ち直りや再犯防止に有効に機能していることなど、国民に正確な情報を提供して、正しい理解が得られるように努力すべきである。

- 世論調査において、詳細なデータや事実を示した上で質問を行うと、回答を誘導しかねず、結果にバイアスを生むおそれがあるため、新聞社などでは、一般に質問はできる限り簡潔なものとするようにしている。

また、実際の統計数字とは異なり、少年の重大事件が増加していると感じているとする回答が多いという結果もあるが、これは必ずしも誤りとはいえ、国民の体感を表しているものとして理解すべきである。

- 少年法は保護主義をとっているが、この「保護」という言葉が、国民に対し、対象の少年を甘やかしているであるとか甘い手続であるというイメージを持たせてしまっているように思われる。実際の少年法の手続や処分は、むしろ成人に対する刑罰よりも少年にとっては厳しい面があり、本当は、そうした実情について国民の理解を得た上で、議論を進めていくことが必要であると考えられる。したがって、少年法の手続や処分が甘いというイメージの下で国民の理解が得られるかという点は、それほど重視すべきことではないのではないかと。

- 法制度の設計に当たり、当初から国民の理解を重視しすぎるのは危険である。民法の成年年齢引下げについては、数年前に行われた世論調査で国民の多数が反対していたにもかかわらず、国会審議において、法務大臣は、制度を作った上で国民の理解を得ていく旨を答弁していた。少年法については、近年の改正の内容を含めてその具体的内容が民法以上に知られていない。18歳及び19歳の者を引き続き少年法の対象とすることが再非行防止に役立つということを丁寧に説明していくことが、まずは法律の専門家としての責任である。

- 成年年齢に関する民法改正時の政府答弁を前提とすると、民法の成年年齢引下げについて、国民の理解・賛同が得られていないのにあえて法案提出したものではないと考えられる。また、そもそも、一般論として、過去に世論の反対が強い法制度が導入されたことがあるとしても、そのことから、世論の賛成が強い法制度の導入に問題があるということにはならない。

- 114名の刑事法学者や児童精神医学の学会などから、「少年」の上限年齢引下げに反対する声明が出されているほか、弁護士業務に関連して面会する家庭裁判所調査官、裁判官、少年鑑別所や少年院の職員、児童福祉関係者、学校関係者のほとんどからも、同様に反対する声が寄せられている。

3 18歳・19歳の者の成熟度について

- 18歳及び19歳の者のほとんどが学校教育を受け、多くが親の扶養下にあり、その成熟度が以前よりも低くなっていること等については、ほぼ一致した認識があると考えられる。また、非行に及ぶ少年は、児童虐待などの被害体験が多いことが実証されている上、経済的な困窮の中に生活している者や、知的障害や発達障害などの問題を抱えている者も少なくない。これらの者を社会の一員として迎え入れるために、健全育成を図る見地から保護・教育を行い、その自立を支援していくことが課題となっている。児童福祉の分野では、児童自立支援事業が18歳を超えて大学まで延長されるなど、対象年齢を引き上げる動きがあり、他方で、少年の立ち直りとその結果としての再犯防止を目指す少年法では、「少年」の上限年齢を引き下げることというのでは、国の施策として矛盾するのではないか。
- 一般に子どもの成熟が遅れていることと、行動を制御する能力をつかさどる脳の部位の発達が20歳代半ばくらいまで続くことは、脳科学の世界ではほぼ認められていると思われる。このような脳科学の知見等を踏まえて、米国では少年に対して非常に厳しい罰を下してきたことの見直しが進められていると言われている。20歳代前半くらいまでの者の犯罪、非行に対してどのような刑事政策的措置が妥当なのかを考えるに当たっては、脳科学の知見は一つの重要な要素になると考えられる。
- 「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」第7回会議のヒアリングにおける医師の意見によれば、現在の医学の状況では、脳の発達の状況及びそれと犯罪との関係について有意な知見は出ていないということであるから、18歳及び19歳の者の処遇を考える際に、脳科学の知見は決定打にならない。

4 刑事政策的懸念や措置の在り方について（「少年」の上限年齢の引下げの議論との関連で示された意見）

- 18歳及び19歳の者の実態に照らして、これらの者にどのような刑事政策的措置が必要かをまず検討した上で、民法上の成年であることとの関係で問題が生ずる部分があれば、それを法的にどのように説明すべきか等を検討するという順序で議論を行うべきである。
- 現行少年法が有効に機能している点については、当部会においてもほぼ異論がない。少年犯罪は重大事件を含めて極めて減少しており、少年の再入率は成人と比べて低いなど保護処分の効果も上がっているといえる。し

たがって、現時点において、「少年」の上限年齢について、実体面でこれを引き下げるべき立法事実が基本的に存在しない。また、「少年」の上限年齢の引下げに伴う刑事政策的な懸念について、現在検討されている措置によって対応することには、行為責任の原則や適正手続の観点から、大きな限界がある。さらに、高校3年生が次々に成人になっていくという学校現場の混乱や、警察による青少年補導等の活動ができなくなるという点は、現在検討されている刑事政策的措置によっても解決することができない。

- 罪を犯した18歳及び19歳の者について、事件が家庭裁判所に全件送致され、その抱える問題性について専門家である家庭裁判所調査官による科学的調査を経た上で保護処分が課せられるという現行の少年法のシステムは、現在、極めて有効に機能しており、これを変更する必要性は全く認められない。
- 現在の年長少年に対する家庭裁判所の調査や処遇は極めて良好なのであるから、18歳及び19歳の者に対して検討されている仕組みが、現在の少年法上の処遇や手続と比較して不十分であり、見劣りがするというのであれば、そのような立法をすべきではないと考えるのは当然である。
- 立法事実として、実態面での立法事実のほかに、理論面での立法事実が考えられるとしても、「少年」の上限年齢の引下げについては、現行少年法が実態として非常に有効に機能しており、実体面での立法事実は存しない以上、理論面での立法事実が非常に強いものである必要があるが、当部会で指摘されている理論的な面としての民法等との整合性は、そこまで厳格に考えなければならないものとは思われない。
- 平成30年版犯罪白書によれば、少年鑑別所や少年院の被収容者に占める年長少年の比率は増加傾向にある一方、少年の刑法犯等の検挙人員は減少傾向にあり、諮問の中でも指摘された再犯者率との関係では、少年の再非行少年率も低下しているようであるところ、こうした近年の犯罪情勢を前提として議論を行う必要がある。
- 公職選挙法や民法の法改正の趣旨は、18歳及び19歳の者が責任ある主体として積極的に社会に参画することを促進し、その自覚を高め、ひいては国の将来を活力あるものにすることにあると説明されており、これらの年齢の者が国の基本的な法律において、自律的判断能力を有する大人として位置付けられたと解釈することができる。そして、特に国家の維持形成に関与する権能を与えながら、それらの者が罪を犯したときには未熟さを理由として国家の保護・教育の対象とすることについて、その法律上の不整合さについて合理的な説明をすることはかなり困難ではないかと思わ

れるし、国民が受容・納得するかにも疑問がある。

ある法制度がうまく機能していないことが立法事実となることに異論はないが、そのことは、それ以外に立法事実がないことを意味するわけではない。

- 少年法による科学調査(家裁調査官の調査・調整,少年鑑別所の鑑別等),家裁による審判・保護処分(保護観察,少年院等)については,再犯防止に有効に機能しているものであり,できる限りそのような機能を実質的に確保すべきである。
- 少年法の「少年」の上限年齢を引き下げると,18歳及び19歳の者は成人として扱われ,要保護性が大きくても責任主義との関係で施設収容がされない場合が生じること,保護観察付き執行猶予を活用するにも,家庭裁判所の調査を経ないで行う保護観察は実効性が乏しいこと,「保護者」が存在しなくなり,「保護者」に対する働き掛けもできなくなることなどからすると,現在検討されている刑事政策的措置を組み合わせたとことで,少年法による処遇と同様の処遇ができるということはあるとあり得ない。
- 「少年」の上限年齢を引き下げた場合には,18歳及び19歳の者は,成人として少年法第1条の健全育成の理念の対象ではなくなるから,「若年者に対する新たな処分」は再犯防止の目的で行われることになるが,健全育成の理念がないのに,そのような処分をすることが正当化されるのか,処遇効果があるのかという点で,大きな問題がある。
- 「若年者に対する新たな処分」の対象は,比較的軽微な事案が大部分であり,現行少年法の手続では審判不開始又は不処分で終わっているケースも相当含むと考えられる。「少年」の上限年齢を引き下げると,少年の健全育成のために本来最も介入する必要性が大きいある程度重大な事案は,起訴されると考えられる。しかし,刑事裁判で保護観察付き執行猶予とされた場合の保護観察は,現行少年法の下における保護観察と比べると,家庭裁判所の調査に基づく社会記録等の資料のない状態で実施される不十分なものとどまるし,実刑とされた場合の刑務所における処遇も,現行少年法の下における処遇と比べると相当見劣りする。このように,現在検討されている刑事政策的措置については,最も介入して健全育成を図るべきところに不十分な介入しかできないという懸念がある。
- 現在検討中の刑事政策的措置は,それぞれの内容に問題があり,全体としても,「少年」の上限年齢引下げに伴う懸念を払拭できるものとはなっていない。

「若年者に対する新たな処分」に関しては,適正手続の保障や平等原則

に反するのではないか、保護観察処分あるいは施設収容処分付きの保護観察処분을課すことは、行為責任、罪刑均衡の観点から許容されないかといった問題があるほか、そもそも、公訴を提起される者こそ、基本的に要保護性が高く、より十分な手当てが必要であるのに、家庭裁判所調査官による調査や少年鑑別所による資質鑑別等が予定されていないため、対象者が犯罪に及んだ原因やその背景事情が十分に解明されず、処遇における課題が明らかにされないという問題もある。

また、罰金の保護観察付執行猶予の活用や、刑の全部執行猶予に保護観察を付しやすくする方策も、現実に活用されるか極めて疑問であるほか、実刑となる対象者に関して、自由刑の単一化及び若年者処遇原則等も検討されているが、そもそも、実刑となるのは現在少年院送致とされている者の一部に過ぎず、現在であれば少年院における教育を受けている者の過半が施設内処遇を受けなくなるというのは、極めて問題である。

- 少年審判や少年矯正の現場では18歳及び19歳の者が全体の約半数を占めていることから、これらの者が少年法の対象から除外されると、家庭裁判所、少年鑑別所及び少年院といった組織の機能が全体として大幅に低下するのではないかという懸念がある。
- 現行少年法は「少年」の年齢の基準時を処分時としていることから、「少年」の上限年齢を引き下げる場合、捜査に要する期間によっては、行為時16歳や17歳の少年が犯した事件も成人事件として扱われる可能性がある。このような低年齢の者への影響についても十分に検討すべきである。
- 現在でも、刑事施設においては、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を目的として、個別の受刑者の特性に応じて、作業、改善指導及び教科指導という矯正処遇が実施されており、仮に「少年」の上限年齢が引き下げられて18歳及び19歳の者が刑事施設において処遇を受けることとなったとしても、再犯防止に相応の効果を上げることが期待できる。統計を見ると、少年院出院者の5年以内の再犯状況と刑事施設出所者の5年以内の再犯状況とでは大きな差異はなく、平成27年の少年院出院者の2年以内の再入院・刑事施設入所率と29歳以下の若年者の出所受刑者の2年以内の再入率とでは、後者の方が若干低くなっている。現在でも、刑事施設における処遇は再犯防止に相応の効果を上げていると考えられ、さらに、現在検討されている刑事政策的措置を掛け合わせるにより、18歳及び19歳の者が刑事施設に入ったときの再犯防止効果は十分に高まることが予測できる。
- 施設内処遇の効果という観点から再犯率・再入率に関する統計を見ると

きには、元々20歳未満の者の方が20歳以上の者より犯罪に及ぶ割合が高いことを考慮する必要がある。また、対象者が犯した罪の種別も考慮する必要がある（例えば、再犯が多い罪種である窃盗を犯した者を多く含む少年院出院者の方が刑事施設出所者に比べて再犯率が高く出てしまう傾向がある）、さらには、少年院出院者の再入率は18歳未満の者を含む数値であるところ、18歳未満の者は18歳及び19歳の者に比べ再入率が高く全体の再入率を引き上げていること等も考慮する必要がある。挙げられた統計数値から少年院出院者と刑事施設出所者の再犯・再入の数値に大きな差はないと評価することには疑問があり、さらに、その評価と両施設における処遇の効果とを結び付けることは、ミスリードにつながるのではないか。

- 統計学上の考え方では、統計を用いてある条件の効果を測ろうとするならば、比較をするグループについて、当該条件以外の他の条件が同じである必要がある。統計は具体的な数値で表されるため、統計を引用しての発言はインパクトが大きい反面、統計学的な裏打ちがない場合にはミスリードにつながりかねない怖さがあると考えている。
- 起訴猶予となるような軽微な事件を起こした者に対して、改善更生のためにいろいろな働き掛けを行う制度は検討されてよいと思うが、だからといって、軽微な事件を起こした者を守るために、起訴されるような事件を起こした者についてまで少年法で守るべきという議論にはならない。18歳及び19歳の者は、選挙権を持つ責任のある立場であるから、起訴されるような罪を犯したときは、成人として公開の裁判で通常どおり刑事責任を問われるべきである。その上で、刑事施設等において必要な処遇をすればよい。
- 少年院では健全育成を目的として細やかな教育がされるというが、刑務所においても、いろいろな矯正教育の工夫を取り入れることによって対応することができるのではないか。少年は健全育成でないといけないなどというのは、言葉の違いに過ぎず、実質的な処遇目的は、いずれも再犯防止等であって、似ているのではないか。
- 現在検討されている18歳及び19歳の者に対する刑事政策的措置について、現行の少年法に基づく制度と比較して、手続・処遇が不十分であるとの意見があるが、現行法上、犯罪を行った少年の手続・処遇と成人の手続・処遇とは異なる手続・処遇が定められており、対象者の改善更生や再犯防止の上でそれぞれ相応の効果を上げているところ、少年法と同一のものでないことをもって、手続・処遇として不十分であるとは到底言えな

いと思われる。

また、現在検討されている刑事政策的措置における手続・処遇については、不十分な点があると考えられるのであれば、その不十分性を克服するためには、どのような制度・施策等が考えられるのかを具体的に提案し、それについて、その当否を含めて更に検討を行うこととするのが、当部会における建設的な議論に資するのではないか。

- 刑事施設と少年院では、処分の性質や運用等が異なり、両者の処遇効果の比較は難しいが、処遇の方法に着目すれば両者は全く異質のものとは言えず、それぞれの施設において、それぞれの対象者に応じた処遇を行い、改善更生や社会復帰に一定の効果を上げているということができる。そして、今後、若年受刑者に対し、少年矯正の知見や施設を活用して、更に充実した処遇が行われていくことで、更なる処遇効果が期待できるものと考えられる。処分の性質等が異なることから直ちに、処遇内容に限界があるとか、刑事施設では処遇効果が十分に期待できないかのような指摘をすることは適当ではないと考える。

- 重罪とそれ以外の犯罪を区分し、前者は、現行の成人と同様に検察官が起訴して通常の刑事手続を行うこととし、後者は現行の少年法の手続・処分をできるだけ活かす制度とすべきである。後者について、民法上の成年として処分は行為責任の範囲内に限定されるという考え方に立つとしても、18歳及び19歳の者についての保護処分は、行為責任の範囲（罪刑の均衡の保持）で行わなければならないとの趣旨の規定を設ければ、理論的な整合性も過剰な介入の抑止も可能である。

また、18歳以上の者が親権を離脱することについては、ぐ犯の規定や保護者に関する規定に必要な改正を加えることで対応することができるのではないか。

これまで少年法は一律の規制であったが、年齢や犯罪の軽重等に関する区分・特則を設けることは、諸外国の立法例にみられる合理的な制度であって、上記のような改正も年齢・犯罪による合理的な区分・特則を設けるものとして許容できるものと考えられる。

- 少年院退院者には退院後も少年院の長に相談することができる仕組みがあるので、仮に適用年齢が引き下げられ、刑務所に入った18歳及び19歳の者が満期出所した場合にも必要に応じて、継続的なフォローが可能となるよう、例えば、成人についても、矯正施設を満期で退所した後、更生緊急保護の制度とは別に保護観察官に相談することができる仕組みがあるとよいのではないか。

5 年齢区分の考え方

◎ 「若年者に対する新たな処分」の「別案」に示された制度の枠組みは、いずれも、18歳及び19歳の者を、刑事司法制度上、20歳以上の者とも18歳未満の者とも異なる中間類型として位置付けるものにほかならないといえるところ、そのように捉えるのであれば、これらの者を「少年」とするか「成人」とするかを議論する必要はなく、端的に、年齢区分自体を3区分とすることも考えられる。

そして、その場合には、各年齢区分にいかなる名称を付するかについては、国民の意識や社会通念等も考慮して、広く受け入れられるものを選択すればよいということになると思われる。